

鳴鼓小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

1 学校経営方針・学校教育目標

【基本方針】

「学校は子どもたちのためにあります。子どもたちの未来のためにあります。」
教育者としての自覚とその使命感に徹し、自らの識見を高め、深い教育愛と相互の信頼協力によって相違ある教育活動を推進し、心豊かでたくましく心身ともに健やかな子どもの育成に努める。



【教育目標】

スローガン「かがやき 鳴鼓っ子」

◎ 心豊かでたくましく 心身ともに健やかな鳴鼓っ子の育成



【児童像】

- やる気 よく考えて進んで学習する子ども
- 根 気 粘り強く最後までやりぬく子ども
- 元 気 健康で思いやりのある子ども

2 いじめ防止の基本方針

「いじめ」それは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利、及び、基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害するものであり、人格の形成等に甚大な危険を生じさせるものである。

「いじめ」は、いつでも、どこからでも、どの児童にも起こり得るもので、どの児童も被害者と加害者になり得るといふ危険性をもっている。そこで、我々は、(1)～(3)の認識に立ち、組織的に対応する必要がある。

- (1) 「いじめは絶対に許されない」
- (2) 「いじめは卑怯な行為である」
- (3) 「いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうる」



- 「いじめの防止」
- 「いじめの早期発見」
- 「いじめに対する措置」

本校では、「いじめは、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、いじめは、いじめる側が悪い。」という毅然とした態度で、「いじめ防止」「いじめの早期発見」に取り組んでいくとともに、「いじめ」が発生した場合には、児童の尊厳を重視し、教育委員会や地域、家庭、諸相談機関等との連携のもと、早急に「いじめ」根絶に向けて、組織をあげて適切な対応に全力で取り組むようにする。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体的ないじめの態様（例）】

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

4 いじめ対策委員会

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学年主任、担任 等

(必要に応じて)

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、通級指導教室担当

5 P T A 及び関係機関との連携

【P T Aとの連携】

- 会長、副会長、学級委員長 等

【関係機関との連携】

- 時津町教育委員会、時津町福祉課、要保護児童対策地域協議会、民生委員児童委員協議会、長崎子ども・女性・障害者支援センター、時津警察署 等

6 いじめの防止

(1) 教職員による指導

- いじめを許さない校内指導体制の確立と児童への周知
- 生徒指導研修会における研修、情報共有の確立及び、児童への指導の徹底
- 生活アンケート、児童面談、児童と触れあうことによる情報収集、児童理解
- いじめのサインの共通理解
- 日常的な「分かる授業」の実践
- 学級経営を中心とした児童の居場所作り
- 「特別の教科 道徳」を中心とする全教育活動における指導
- 社会体験や体験活動の推進
- 相互の授業公開、参観
- 異学年、異世代との交流
- スクールカウンセラーの活用
- 特に配慮が必要な児童への共通理解（障害のある児童、海外から帰国した児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童）

(2) 児童の育成

- 自尊感情と自己有用感の向上
- 規律を守った学校生活の啓発
- 美しいものを美しいと言える素直な心の育成
- 豊かな感性の醸成
- 他者との違いを正しく認識し、他者の良いところを理解し、認め合える力の育成
- 他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操教育の推進
- 何にでもチャレンジする力の向上
- 失敗しても粘り強く取り組む力、試行錯誤する力の育成
- 他者とのコミュニケーション能力の向上
- 規範意識、正しいことが分かる善悪判断力の育成
- ストレスマネジメントの啓発

(3) 家庭や地域との連携

- 家庭・地域との情報共有
- 学級PTAの充実
- 地区懇談会の開催

7 いじめの早期発見

(1) 早期発見に向けた取組

- いじめの早期発見といじめ防止に係る基本姿勢の共有
- アンケート調査（年6回）
- 「朝の会」「帰りの会」の充実
- 不断の児童の見取りと情報交換（個人面談、生活指導研修会）

【本校で考えられるいじめのサイン】

- 遅刻や早退の増加
- はっきりしない欠席理由
- 急な体調不良
- 教室の乱れ
- 学用品の紛失
- 落書き
- 保健室来室の増加
- 授業への遅参
- 友達関係の変化
- 服装の乱れと汚れ
- 皮肉や失笑
- あだ名
- 業間や休み時間の単独行動
- 目配せ
- 特定児童からの避難

(2) 早期発見に係る組織

- 教職員間の情報交換
- 教育相談体制（定期的な相談の実施、スクールカウンセラーによる相談体制の確立、報告・連絡・相談の徹底）の構築
- 特別支援教育コーディネーターの活用

(3) 家庭や地域との連携

- 家庭との連携

学校便りや学年便り、学級便りによる児童の活動の広報。いじめ等に係る学校の考え方の周知・啓発（PTA総会や学年・学級PTA等）

【家庭でのいじめのサイン例】

- 登校渋り
- 転校の希望
- 外出の回避
- 感情の起伏の顕著化
- 教師や友達への批判
- 隠し事
- お金の紛失、金遣いの荒さ
- 衣服の汚れ
- 体への傷、悪戯の跡等

○地域との連携

学校便りによる教育活動の広報と周知。登下校時の立哨等を通した児童の実態の情報交換

【地域で見られるいじめのサイン例】

- 下校時に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。 ○一人だけ離れて登下校する。
- 故意に遅れて登校する。 ○公園や空き地などで一人である。
- 公園等で一人の児童を取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。
- コンビニや商店で、物や飲食物をおごらせられている。

8 いじめに対する措置

◎実態把握及び速やかな報告・連絡体制の構築

・担任、現状目撃者等の情報受信者→担任、学年主任→生活指導主任→教頭・教務→校長

※一人で勝手な判断をしない（悪ふざけだろうとか、単なる喧嘩だろうという考えは捨てる）。

※日時、場所、被害児童、加害児童、内容、状況、情報受信者などを整理して報告する。

※いじめの現状や対応等について、記録しておく。

9 教育相談体制と生徒指導体制について

(1) 教育相談の基本的な考え方と活動計画

○生活アンケート等による日頃からの情報収集を重視する。

○スクールカウンセラーや特別支援教育コーディネーターの機能を十分に活用し、捉えられたいじめ案件に対し、未然の相談を行う。

(2) 生徒指導の基本的な考え方と活動計画

○日頃の学習や学校生活の充実を第一に考える。

○とらえられた問題場面や学校課題へは、即時に対応する。また、全職員へ案件を周知する。

○問題場面や学校課題が解決された場合は、その終息を全職員で確認する。

職員会議、生活指導研修会（定例・臨時）、事案によっては、生活指導主任、教頭、校長からの報告。

10 校内研修

○いじめ防止といじめ対応に関する研修機会を、年間計画の中に定期的に位置付ける。

・生活指導研修会（毎月）

・学校生活アンケート（7、11、2月）及びいじめアンケート（5、10、1月末）

・鳴鼓っ子の心を見つめる教育週間、平和講演会

（6月、学校公開、生命尊重に関わる道德の授業の公開、個人面談）

・平和講演会（6月）、平和集会（8月）

・人権に関わる教育、人権集会（12月）

<その他の研修例>

・いじめ防止に関わる事例研修会

・学級PTAでのいじめ問題に関する勉強会

・カウンセリング能力の向上

○児童の道德性や道德的な実践力の向上に係る研修を大切にする。

○PTAとも連携し、児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関する研修機会の場を設定する。

○児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業実践に係る研修機会の場を設定する。

組織的な対応イメージ

① いじめの予防

- 校内指導体制の確立
- 教職員の指導力の向上
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 道徳教育の充実
- 児童会活動を通じた自己指導能力の育成
- 「規範意識」「思いやりの育成」
- 家庭・地域・関係機関との連携

② いじめの情報



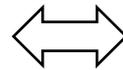
③ 情報の収集

- 教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める。



④ 指導・支援体制の組織化

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援体制を組む
(校長、教頭、教務主任、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭で役割分担)



関係機関



⑤ A 児童生徒への指導・支援

- いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力をはぐくむ。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

⑤ B 保護者との連携

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

【いじめの解消の2つの要件】

- ① いじめに係る行為が止んでいること
 - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
- ※被害児童本人及び保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。(目安期間：3か月間)

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
- 「解消している」状態に至った場合でも、いじめの被害児童及び加害児童については、教職員は日常的に注意深く観察する。
- いじめの現状や対応等について、記録しておく。